

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

昭和五十九年十二月二十五日
岡山県条例第三十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例をここに公布する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

岡山県風俗営業等取締法施行条例(昭和三十四年岡山県条例第二十五号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 第一種地域 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三条に規定する一般国道及び県道の側端から百メートル以内の第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域を除く。)をいう。
- 第二種地域 都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域及び別表第一に掲げる地域(第一種地域に該当する地域を除く。)をいう。
- 第三種地域 前二号に掲げる地域以外の地域をいう。

(平七条例二六・平三〇条例二六・一部改正)

(風俗営業の禁止地域)

第三条 法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。ただし、営業所が常態として移動するものである場合は、この限りでない。

一 第一種地域

二 次の表の上欄に掲げる施設の敷地(当該施設の用に供するものとして決定した土地を含む。)から、営業所がある回表の中欄に掲げる地域ごとに、回表の下欄に掲げる風俗営業の種別の区分に応じ、それぞれ同欄に定める距離の区域内の地域

施設	地域	距離	
		法第二条第一項第一号から第四号までの営業	法第二条第一項第五号の営業
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設(第二十条第二号において「児童福祉施設」という。)	第二種地域	五十メートル	三十メートル
	第三種地域	七十メートル	五十メートル
医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所で患者を入院させるための施設を有するもの(第十条第一号及び第二十条第二号において「病院等」という。)	第二種地域	三十メートル	三十メートル
	第三種地域	五十メートル	四十メートル

(昭六一条例二〇・一部改正、平元条例六・旧第四条繰上、平四条例二七・平五条例五・平一〇条例二六・平一〇条例四四・平一三条例三七・平一三条例八一・平一八条例七・平二八条例二八・一部改正)

(風俗営業の営業時間の延長等)

第四条 法第十三条第一項ただし書の条例で定める時は、午前一時とする。

2 法第十三条第一項第一号の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、当該事情のある日に係る同号の条例で定める地域はそれぞれ当該各号に定める地域とする。

一 一月一日から同月四日まで、八月十四日から同月十六日まで及び十二月二十五日から同月三十一日までの日
別表第二に掲げる地域

二 前号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める日 公安委員会規則で定める地域

3 法第二条第一項第一号から第四号までの営業(ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号)第八条の営業(第六条第一項において「ぱちんこ屋等営業」という。))を除

く。)につき法第十三条第一項第二号の午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、別表第三に掲げる地域とする。

(平二八条例二八・全改)

第五条 削除

(平二八条例二八)

(風俗営業の営業時間の制限)

第六条 ぱちんこ屋等営業は、午前六時から午前九時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時(当該翌日が第四条第二項各号に掲げる日に該当する場合にあつては、午前一時)までの時間においては、別表第二に掲げる地域において営んではならない。

2 法第二条第一項第五号の営業は、第四条第二項第二号の公安委員会規則で定める日の午前零時から午前一時までの時間においては、別表第三に掲げる地域(同号の公安委員会規則で定める日に係る同号の公安委員会規則で定める地域を除く。)において営んではならない。

(平一〇条例四四・追加、平一三条例八一・平二八条例二八・一部改正)

(騒音及び振動の規制)

第七条 法第十五条(法第三十一条の二十三及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

地域	数値		
	午前六時後午後六時前の間	午後六時から午前零時前の間	午前零時から午前六時までの間
第一種地域	五十デシベル	四十五デシベル	四十デシベル
第二種地域	六十デシベル	五十五デシベル	五十デシベル
第三種地域	五十五デシベル	五十デシベル	四十五デシベル

2 法第十五条の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

(平元条例六・旧第六条繰上、平一〇条例四四・旧第五条繰下、平二八条例二八・一部改正)

(風俗営業者の遵守事項)

第八条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はさせないこと。
- 二 営業用施設(旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の旅館業の経営の許可を受けたものを除く。)に客を宿泊させないこと。
- 三 客の求めない飲食物を提供し、又はさせないこと。
- 四 正当な理由なく従業者から金品を徴し、又は従業者の負担で特殊の容装をさせないこと。
- 五 第三者が客引きをした客のあつせんを受け、又は受けさせないこと。
- 六 営業用施設において法第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業(第十三条において「店舗型性風俗特殊営業」という。)を営み、又は営ませないこと。
- 七 営業中において、営業所の出入口(客が出入りするものに限る。)及び客室に出入りが困難となる施設等をし、又はさせないこと。

2 法第二条第一項第四号又は第五号の営業を営む風俗営業者は、前項の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業をしないこと。
- 二 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又はさせないこと。
- 三 客に提供した賞品を買い取らせないこと。
- 四 第三者の行為により勝敗又は賞品の得失を定めないこと。
- 五 営業所(法第二条第一項第五号の営業に係る営業所(飲食店営業(設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法(昭和二十二年法律第百三十三号)第五十五条第一項の許可を受けて営むものをいう。))を兼ねて営むものに限る。))及びまあじやん屋を除く。)において客に飲酒させないこと。

(平元条例六・旧第七条繰上、平一〇条例四四・旧第六条繰下・一部改正、平一三条例八一・平一五条例六五・平二二条例五六・平二八条例二八・令三条例八・一部改正)

(年少者の立入りの制限)

第九条 法第二条第一項第五号の営業を営む者は、午後六時後午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせる場合は、保護者(岡山県青少年健全育成条例(昭和五十二年岡山県条例第二十九号)第二条第二号に規定する保護者をいう。)の同伴を求めなければならない。

(平二八条例二八・全改)

(法第二十八条第一項の条例で定める施設)

第十条 法第二十八条第一項(法第三十一条の三第二項の規定により適用する場合及び法第三十一条の十三第一項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 病院等
- 二 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一条に規定する公民館
- 三 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館
- 四 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園
- 五 **前各号**に掲げるもののほか、公安委員会規則で定めるもの

(平元条例六・旧第九条線上、平一〇条例四四・旧第八条線下、平一三条例八一・平一八条例四一・一部改正)

(店舗型性風俗特殊営業の禁止地域)

第十一条 法第二条第六項第一号及び第二号の営業並びに同項第四号の営業であつて**次の各号**のいずれかに該当する構造を有する施設(個室に自動車の車庫が個々に接続するものに限る。)を設けて宿泊(休憩を含む。)に利用させるもの(以下「 Motel 営業」という。)は、**別表第二**に掲げる地域においては営んではならない。

一 個室に接続する車庫(二以上の側壁(カーテン、ついたて等を含む。))及び屋根を有するものに限る。以下この項において同じ。)の出入口が扉等によつて遮へいできるもの

二 車庫の内部から個室に通ずる専用の人の出入口又は階段若しくは昇降機が設けられているもの

三 個室と車庫とが専用の通路によつて接続しているものにあつては、当該通路の内部が外部から見えないもの

2 法第二条第六項第三号の営業、同項第四号の営業(Motel 営業を除く。)並びに同項第五号及び第六号の営業は、第一種地域及び第三種地域においては営んではならない。

(平元条例六・旧第十条線上、平一〇条例四四・旧第九条線下・一部改正、平二二条例五六・一部改正)

(店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限)

第十二条 法第二十八条第四項に規定する店舗型性風俗特殊営業は、深夜(午前零時から午前六時までの時間をいう。以下同じ。)においては営んではならない。

(平元条例六・旧第十一条線上、平一〇条例四四・旧第十条線下・一部改正、平一三条例八一・平一八条例四一・平二二条例五六・平二八条例二八・一部改正)

(店舗型性風俗特殊営業の広告制限地域)

第十三条 法第二十八条第五項第一号口の条例で定める地域は、**次の各号**に掲げる店舗型性風俗特殊営業の種別の区分に応じ、それぞれ**当該各号**に定める地域とする。

一 法第二条第六項第一号の営業、同項第二号の営業及び Motel 営業 **別表第二**に掲げる地域

二 法第二条第六項第三号の営業、同項第四号の営業(Motel 営業を除く。)、同項第五号の営業及び同項第六号の営業 第一種地域及び第三種地域

(平一〇条例四四・追加、平二二条例五六・一部改正)

(無店舗型性風俗特殊営業の広告制限地域)

第十四条 法第三十一条の三第一項において準用する法第二十八条第五項第一号口の条例で定める地域は、**次の各号**に掲げる法第二条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業の種別の区分に応じ、それぞれ**当該各号**に定める地域とする。

一 法第二条第七項第一号の営業 **別表第二**に掲げる地域

二 法第二条第七項第二号の営業 第一種地域及び第三種地域

(平一〇条例四四・追加、平一三条例八一・一部改正)

(受付所営業の禁止地域)

第十四条の二 法第三十一条の二第四項に規定する受付所営業(**次条**において「受付所営業」という。)は、**別表第二**に掲げる地域においては営んではならない。

(平一八条例四一・追加)

(受付所営業の営業時間の制限)

第十四条の三 受付所営業は、深夜においては営んではならない。

(平一八条例四一・追加)

(映像送信型性風俗特殊営業の広告制限地域)

第十五条 法第三十一条の八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号口の条例で定める地域は、第一種地域及び第三種地域とする。

(平一〇条例四四・追加)

(店舗型電話異性紹介営業の禁止地域)

第十六条 法第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業(**次条**において「店舗型電話異性紹介営業」という。)は、第一種地域及び第三種地域においては営んではならない。

(平一三条例八一・追加)

(店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限)

第十七条 店舗型電話異性紹介営業は、深夜においては営んではならない。

(平一三条例八一・追加)

(店舗型電話異性紹介営業の広告制限地域)

第十八条 法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第五項第一号口の条例で定める地域は、第一種地域及び第三種地域とする。

(平一三条例八一・追加)

(無店舗型電話異性紹介営業の広告制限地域)

第十九条 法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号口の条例で定める地域は、第一種地域及び第三種地域とする。

(平一三条例八一・追加)

(特定遊興飲食店営業の営業所の設置が許容される地域)

第二十条 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、[次の各号](#)のいずれにも該当する地域とする。

一 [別表第三](#)に掲げる地域

二 [次の表](#)の上欄に掲げる施設の敷地(当該施設の用に供するものとして決定した土地を含む。)から、営業所がある[同表](#)の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ[同表](#)の下欄に定める距離の区域外の地域

施設	地域	距離
児童福祉施設で深夜において児童を滞在させるための施設を有するもの	第二種地域	五十メートル
	第三種地域	七十メートル
病院等	第二種地域	三十メートル
	第三種地域	五十メートル

(平二八条例二八・追加)

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第二十一条 特定遊興飲食店営業は、午前五時から午前六時までの時間においては、[別表第二](#)に掲げる地域において営んではならない。

(平二八条例二八・追加)

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第二十二条 特定遊興飲食店営業者は、深夜における営業について[第八条第一項第五号](#)に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 [第八条第一項\(第五号を除く。\)](#)の規定は、特定遊興飲食店営業者について準用する。

(平二八条例二八・追加)

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第二十三条 法第二条第十三項第四号に規定する酒類提供飲食店営業は、第一種地域においては、深夜において営んではならない。

(平元条例六・旧第十二条繰上、平一〇条例四四・旧第十一条繰下・一部改正、平一三条例八一・旧第十六条繰下・一部改正、平二八条例二八・旧第二十条繰下・一部改正)

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第二十四条 法第三十八条の四第一項の条例で定める地域は、[別表第三](#)に掲げる地域とする。

(平二八条例二八・追加)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十年二月十三日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 [公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例\(昭和三十八年岡山県条例第四十号\)](#)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

3 [岡山県警察関係手数料徴収条例\(昭和三十九年岡山県条例第三十九号\)](#)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

4 [岡山県青少年保護育成条例\(昭和五十二年岡山県条例第二十九号\)](#)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(関係条例の一部改正に伴う経過措置)

5 略

附 則(昭和六一年条例第二〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年条例第六号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成四年条例第二七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成五年条例第五号)

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則(平成七年条例第二六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、平成八年六月二十四日までの間は、第二条の規定による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第二条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成一〇年条例第二六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一〇年条例第四四号)

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第七二号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年条例第三七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一三年条例第八一号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第五条、第六条及び別表第二の改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(平成一四年規則第四号で平成一四年四月一日から施行)

附 則(平成一五年条例第六五号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成一六年規則第一一号で平成一六年二月二七日から施行)

附 則(平成一六年条例第三九号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、第四条、第七条から第九条まで、第十二条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十条、第二十一条、第二十四条、第二十六条、第二十九条、第三十一条、第三十三条及び第三十五条の規定 平成十六年十月一日

二 前号に掲げる規定以外の規定 平成十六年十一月一日

附 則(平成一六年条例第五五号)抄

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第二条、第六条から第八条まで、第十一条、第十三条、第十八条、第二十三条、第二十六条、第二十九条、第三十三条、第三十四条、第三十八条、第四十五条及び第四十九条の規定 平成十七年三月一日

二 第三条、第九条、第十四条、第十七条、第十九条、第二十四条、第三十条、第三十五条、第三十九条、第四十六条及び第五十条の規定 平成十七年三月七日

三 略

四 前各号に掲げる規定以外の規定 平成十七年三月三十一日

附 則(平成一七年条例第一二号)

この条例は、平成十七年三月二十二日から施行する。

附 則(平成一七年条例第五〇号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第六条、第八条、第十条、第十二条、第十四条から第十六条まで、第二十条及び第二十三条の規定 平成十七年八月一日

二 第二条、第五条、第十七条及び第二十一条の規定 平成十八年三月一日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成十八年三月二十一日

附 則(平成一八年条例第七号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条、第三条、第五条、第七条、第九条、第十一条及び第十二条の規定は、同年十月一日から施行する。

附 則(平成一八年条例第四一号)

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則(平成一八年条例第六二号)

この条例は、平成十九年一月二十二日から施行する。

附 則(平成二一年条例第二五号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年条例第五六号)

この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第二八号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第二六号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(令和三年条例第八号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

別表第一(第二条関係)

(平一六条例五五・全改)

真庭市湯原温泉、下湯原及び豊栄

美作市湯郷及び中山

苫田郡鏡野町奥津及び奥津川西

別表第二(第四条、第六条、第十一条、第十三条、第十四条、第十四条の二、第二十一条関係)

(平四条例二七・平一〇条例四四・平一三条例八一・平一六条例三九・平一六条例五五・平一七条例一二・平一七条例五〇・平一八条例四一・平一八条例六二・平二八条例二八・一部改正)

岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市

高梁市 新見市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 真庭市 美作市 浅口市 和気郡

都窪郡 浅口郡 小田郡

真庭郡 苫田郡 勝田郡 英田郡 久米郡 加賀郡

別表第三(第四条、第六条、第二十条、第二十四条関係)

(平一〇条例四四・追加、平二一条例二五・平二八条例二八・一部改正)

岡山市北区表町一丁目、表町二丁目、表町三丁目、幸町、田町一丁目、田町二丁目、中央町、磨屋町、中山下一丁目、中山下二丁目、錦町、平和町、本町、柳町一丁目及び柳町二丁目

倉敷市阿知一丁目、阿知二丁目(十二番から十六番まで及び二十二番から二十五番までを除く。)、阿知三丁目及び川西町(十六番から二十一番までを除く。)

倉敷市水島東常盤町、水島西常盤町、水島東栄町(六番から十二番までを除く。))及び水島西栄町(七番から十五番までを除く。)